

第 28 回 年金記録回復委員会（H23. 9. 6）議事録

1 日 時 平成 23 年 9 月 6 日（火） 18:00～19:13

2 場 所 厚生労働省 省議室

3 出席者

（委員）磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

（日本年金機構）紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

（厚生労働省）小宮山厚生労働大臣（途中退室）、今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

（磯村委員長）

第 28 回年金記録回復委員会を始めたいと思います。最初に小宮山新厚生労働大臣から一言お願いします。

（小宮山厚生労働大臣）

皆さま、こんにちは。このたび厚生労働大臣に就任しました小宮山洋子です。皆さま方には本当にご多忙な中、年金記録回復委員会にご出席いただきありがとうございます。一昨年の発足以来 27 回既に審議が行われてきたということで、年金記録問題の解決に向けて、熱心にご審議、ご助言をいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

年金制度に対する国民の信頼を回復する上で、年金記録問題への対応が非常に重要な問題だと考えています。委員の皆さまにはこれまでと変わらずにご協力、ご支援をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

年金記録問題に関しては現在コンピューター記録と紙台帳記録の突き合わせ作業、国の記録と厚生年金基金の記録との突き合わせ作業が進められているところです。記録漏れにお気づきでない方の記録を回復する重要な取り組みですので、日本年金機構ともよく連携をして取り組んでいきたいと思っています。今日も幾つかの議題が予定されていますが、委員の皆さまにはこれまで同様忌憚のないご意見をいただき、議論を進めていただくよう心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

（磯村委員長）

ありがとうございました。

大臣は所用がおありのようです。

(小宮山厚生労働大臣)

一言のごあいさつで失礼することをお許してください。よろしくお願いいたします。

(ここで小宮山大臣は退室)

(磯村委員長)

それでは順序に従い、議事に入りたいと思います。8月はいろいろ事情がありまして休会となりましたので、前回7月からだいぶ間が空いています。従いまして、かねてからご確認やご質問をいただいたことで再確認、あるいは事務局からまだ出ていないことがありましたら、遠慮なくご審議いただきたいと思います。順序に従い、あとはよろしく申し上げます。

せっかくお見えですので一言異動のごあいさつをお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

それでは異動の挨拶ということで、今回の人事異動により就任します、今別府年金管理審議官、日本年金機構における松田理事、吉野審議役からご挨拶をお願いします。

(今別府年金管理審議官)

年金管理審議官の今別府です。よろしくお願いいたします。

(松田日本年金機構事業管理部門理事)

事業管理部門担当理事になりました松田です。引き続きよろしくお願いいたします。

(吉野日本年金機構審議役)

審議役の吉野です。よろしくお願いいたします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

(尾崎年金記録回復室長)

それではお手元の資料の順に沿って議事の進行をお願いします。本日は資料1から資料6まで用意しています。資料1は、包括的意見に基づく回復基準に係る事業主への呼びかけ等についてということです。日本年金機構の岡村厚生年金部長からご説明します。よろしくお願いいたします。

(岡村日本年金機構厚生年金保険部長)

岡村です。お手元の資料 1-1 についてご説明します。タイトルに書いておりますように「包括的意見に基づく記録回復に係る事業主への呼びかけについて」ということです。こちらについては、総務省年金記録確認第三者委員会から包括的意見を平成 23 年 6 月付で頂戴しました。新たな年金記録回復基準に基づき、10 月から年金事務所レベルにおいて記録回復の実施を行うことにしています。

10 月からの実施に向けて機構としては、本部の体制整備、研修、マニュアルの作成、ホームページの作成等の準備を行っているところです。実施に当たりまして、ご本人に対する記録確認の呼びかけに加えて、事業主に対して該当事例があれば申し出ていただくように呼びかけを行うことを考えています。具体的には事業主に対して下記のスケジュールで、紙媒体、チラシによる呼びかけを行う予定です。

新たな年金記録回復基準ということで、10 月、11 月、12 月の 3 回にわたり、チラシを送ることを考えています。さらに、年金記録回復基準そのものではありませんが、年金記録のミスがなくすという再発防止策として、電子媒体申請の利用促進、一括適用の申請の促進ということで 11 月にチラシを送ることを考えています。さらに、誤りやすい事例を事業主に周知するという事で、事業所調査の際に見つかった多い誤りの事例を参考として、チラシで 12 月に送ることを考えています。こちらの下表がそれぞれの発送スケジュールです。チラシの送付については、毎月送っている納付書に同封して送ることになっています。

簡単に説明します。1 枚めくって①です。これは、新たな年金回復基準ができたことに関して、事業主に周知するという事で 3 つコラムがあります。一番上の丸のところ、賞与支払届の届出提出漏れや転職の際の届出誤り云々と書いていますが、こちらの部分でそういった制度ができたということを書いていきます。

さらにこの丸の中の下の方を見ますと、日本年金機構ホームページでもご覧になると書いています。こちらの紙面の都合で詳しいことが書ききれない部分については、日本年金機構ホームページのほうで詳しい資料を見ていただけるということで誘導したいと考えています。こちらのホームページ自体は現在作業中で、10 月の頭を目途にホームページに掲載できるように考えています。

1 枚めくって②ということで書いています。これは両面刷りになっていますが、まず表の面です。年金記録回復基準そのものではありませんが、先ほども説明しましたように、厚生年金の届出に関して「もれ・誤りを減らす仕組みのご案内」ということで、電子媒体と一括適用制度を紹介しているところです。電子媒体というのは、事業者が電子媒体で入力することによって、紙ベースでやっているような転記ミス、入力ミスがなくなり、利便性も向上するという事で、人件費、ペーパーレス化による経費の削減の効果が見込まれるということで紹介しています。

また、下の一括適用制度ですが、一定要件を満たしている事業者に関しては、複数の事業所を1本化して適用ということで、1本で出せる制度があるということで制度の紹介をしているところです。一括適用制度を適用することにより、斜体で書いていますが、事業手続きの際の負担や届出誤りが減ることにより、人件費や経費の削減の効果が見込まれるということを説明しています。

その裏ですが、これも同じく11月号が表裏一体ということで裏面になっているわけです。「新しい年金記録の回復基準の概要」ということで、前回10月号で制度ができたことを言っているわけですが、具体的な事例を図解することで、もう少し分かりやすく再度説明するというので入れています。一番下を見ると分かりますが、こちらの詳細についてはホームページのほうに誘導して、そちらで詳しく見ていただくということを考えています。

次のページですが、新しい回復基準ができたというものの3回目です。上から2つありますが、上の「賞与支払届等の届出もれはありませんか？」というので、10、11、12月というので3回目、再度中身について周知を図るということでやっています。

1枚めくって④とありますが、これは、先ほどの新しい回復基準ができたというものとは属性が違うものです。事業所に調査に行った際に、よく間違っている事例があります。そういう典型的な事例をこちらで紹介することで、適正な申告をするということで事例の紹介をしています。こちらのほうもさわりの部分だけを書いています。詳細、もっと詳しいところについては裏面を見ていただけますか。こちらにもホームページに詳細なものを載せることを考えています。そちらのほうに誘導して見ていただきたいと考えています。私の説明は以上です。

(尾崎年金記録回復室長)

資料1-2ですが、こちらの資料は前回の回復委員会で事務局のほうからご説明しご審議いただいたものです。全く同じ資料ですので本日のご説明は省略いたします。よろしくをお願いします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。議題の1番目の記録回復に係る事業主の呼びかけについて何かご意見やご質問はございませんか。よろしいですか。

私のほうから確認を一つ。この納入告知書に入れるチラシの呼びかけ以外に、例えば経団連などの経済団体を通じた事業主への呼びかけとか、その他諸々あると思います。7月の回復委員会の資料では、追って皆さまにお諮りするというようなことが書いてあったと思いますが、その辺はいつごろになりますか。どうぞ。

(尾崎年金記録回復室長)

事務局よりお答えします。事業主団体、社会保険労務士連合会等さまざまな関係団体に関しては、前回の回復委員会において10月以降に依頼をするということで、9月に準備し、10月の回復委員会でご審議をいただきたいという予定であります。今、年金機構と年金局で準備を進めているところです。

(磯村委員長)

早ければ次回ということになるわけですね。ありがとうございます。こういう事案は年金局と機構の共同作業でもありますし、機構の中も各部がいろいろまたがっているわけです。表現の平仄を合わせる、その他あまりちぐはぐにならないようによろしくお願ひします。

続いて次の議題にいきたいと思います。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料2に移ります。厚生年金基金と国の記録の突き合わせに関する資料ということで、資料2-1から資料2-4まで用意しております。資料2-3と資料2-4は後で担当からご説明しますが、2か月に1回程度の割合でご報告しているものです。私の方からは資料2-1についてご説明します。その後資料2-2、2-3と順に、別途年金機構と年金局からご説明をいたします。

資料2-1ということで1枚資料を用意しております。厚生年金基金の記録と国の記録については突き合わせが進んでいるということで、事例等も集まっている状況です。今回どのような類型がどの程度の割合で存在するかということについて、日本年金機構と年金局で状況について調査をして、発生原因と考えられる背景を分析して再発防止につなげていく、このような目的で不一致事例に係る調査を行いたいと考えております。

次の丸の「調査の概要」です。(1)で日本年金機構において先月8月中に年金事務所受付を行った基金からの調査依頼について、事務センターごとに20件、全国で1,000件程度を抽出して、国の記録と基金の記録との間で①と②にあるような不一致の発生状況、不一致項目について、どういう状況になっているのかを、クロス表にするイメージで整理をしたいということです。

(2)ですが、(1)の調査を行った事例のうち、基金記録の誤りと想定されるケースについて、不一致の発生原因と考えられる要因ということで、下に※印で3点ほど例示しています。これら要因等について厚生年金基金にアンケートを行い、その結果に基づいて結果を分析し、再発防止につなげることをしたいと考えております。

具体的なスケジュールですが、9月、事務センターおよび基金に対して調査を実施、取りまとめを行い、11月を目途と書いていますが、できるだけ早く結果を年金記録回復委員会にご報告して、委員の方々にご説明したいと考えているところです。

引き続き、資料2-2について年金局からご説明します。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

企業年金国民年金基金課長です。資料のほうを一括して、私の方からは資料2-2と2-3についてご説明します。まず資料2-2です。ただいま説明がありましたように、国記録と基金記録の突合についてどのような不一致があるかという点については、これから調査をしていくわけです。実際に基金の記録に誤りがある場合には、基金において記録の訂正、あるいは加入員、受給権者への通知、必要に応じて年金額の再計算等を行うこととなります。ただ、このような点が十分になされない場合に、どのようなところに、相談、不服、申し立てをすればいいのかということが、かねてより回復委員会の場でもご質問がありました。これから調査をする段階ですが、現段階で制度的にどうなっているのかということ整理しましたのでご説明します。

最初の3行のところにありますように、具体的に相談、申し立てが起こる可能性として1つは、基金が記録を正しくしなければいけないのに、そのような事務が適切に行われない場合です。基金のノーアクションといえますか、そういったことに対する不満があると思います。もう一つは、基金が記録を訂正した結果として、例えば基金から給付される年金額が下がってしまった場合の結果に対して、不服をどこに相談・申し立てができるかということです。この2点が大きな不服申し立ての原因になると思います。

そこで、以下では大きく3つのケースに分けて整理をしています。まず1点目は、突き合わせの結果として、項番1にございますように、国記録で加入員になっていたが基金記録では加入員となっておらず、これまで基金の給付が全くされていなかった状態のときに、突き合わせの結果として最終的に国記録が正しいということになった場合は、基金の給付が新たに行われることとなります。これが行われれば特に不服は生じないわけですが、適切に行われない場合、具体的にはそこにありますように、受給権者の場合であれば基金記録の突き合わせの結果、給付されるということで給付の年金の裁定請求を行ったところ基金が不支給決定を行った、あるいは加入員であれば、基金が記録の訂正を行わない場合に、どういうところに相談、申し立てをして、具体的な救済方法は何かあるかということです。

受給権者の場合は、基金の不支給決定処分ということで行政処分になりますので、具体的には厚生年金保険法に基づく、審査請求、再審査請求という手続きに乗っていくこととなります。具体的には地方厚生局の社会保険審査官を通じて、このような申し立てをしていくこととなります。

加入員の場合は、記録の段階で行政処分は行われていませので、一義的にはこのようなことが判明すれば、私どもの方で地方厚生局の基金指導担当を通じて、基金に対する行政指導、具体的には監査や監査に基づく是正命令等になりますが、このようなことを通じて基金に修正を求めていくこととなります。最終的には加入員も受給権を取得して、裁定請求を行うこととなりますので、その段階でも直らないということであれば、

上の受給権者と同じように、審査請求あるいは再審査請求という厚年法に則った救済手続きに乗っていくことになります。

1点目のケースはこれまで全く基金の給付が行われていなかったケースです。2点目の場合は基金の給付が行われていたが、項番2にございますように、例えば国記録のほうが基金加入期間より長かった場合で、最終的に国記録のほうが正しいという場合です。この場合には、今度は基金の給付が増額になるというケースになります。これも基金が国の記録に基づいてきちんとすれば特に不服は起きないわけですが、先ほどの1番と同じように受給者の場合であれば基金が給付の増額を行わない、あるいは基金の加入員の場合であれば、標準給与や加入員期間等の増に関する記録の訂正を行わないという事態が生じたときにどうするかということです。

1点目の受給権者のほうです。これは項番1とは違い、いったん年金給付として裁定が行われてしまっていますので、そういう意味では行政処分は終わっています。具体的に決定した額の増額ということになりますので、正しい記録に基づいてきちんとした増額を行うように、私どもの方で地方厚生局の基金指導担当を通じて、行政指導のプロセスを通じて正していくことになると思います。

加入員の方は、上と同じで行政処分という段階にはなっていませんので、まず一義的には行政指導ということになります。加入員の場合はこれから受給権を得た後、年金額の裁定ということになりますので、その額に対しての審査請求・再審査請求ということは現行法に則ってもできるということです。

2ページ目ですが、今申し上げた項番1や項番2は、基金のほうが増額や新たな給付を行わないことに対しての不服ということでした。項番3は逆です。実際に今は基金から給付が行われているわけですが、突合の結果、低い方の国記録が正しいという結果になった場合、基金の給付が減額になるわけです。この結果に対して不服がどうしてもある場合に対して、どのようなプロセスがあるかということです。まず受給権者の場合は、給付の減額という決定で処分を行いますので、先ほど来申し上げているような審査請求・再審査請求というプロセスが現行法でもあります。ただ、低かった方の国記録が誤りであるという形で、第三者委員会に申し立てることも制度的には可能であるということです。

基金の加入員の場合は2つに分けています。現行法では基金の加入員の関係について、標準給与について減額の改定というのは処分になりますので、このような改定が行われた場合には審査請求・再審査請求というプロセスがあります。ただ、加入員期間については、国の記録の方が短くてそちらに合わせると短縮になるわけです。こちらは記録の訂正ということで、具体的な処分という形ではありません。これについては最終的に地方厚生局等にご相談いただくことはできますが、国記録が正しいという結論は出ていますので、どうしても不満があるということについては、国記録が誤りであるということと第三者委員会に申し立てる、あるいは実際に受給権を得た後の年金額に不服であると

ということで、現行法に基づく審査請求・再審査請求を行うこととなります。以上が現行法に基づく体系ということです。

資料2-3です。定例で四半期に1回報告している基金と国記録との突き合わせの実施状況です。1枚目の中ほどの「今回報告」は23年3月末時点の結果です。トータルの突き合わせ対象人数は延べ3,739万人で、このうち記録整備が完了したのは91.8%で3,431万人です。記録整備中の人数は8.2%で308万人、うち調査確認中の人数が266万人です。いずれも初回報告あるいは前回報告に比べると、突き合わせの完了の人数が増えています。

その下は厚生年金基金と企業年金連合会の、それぞれの対象人数のうち記録整備が完了した割合で示しています。厚生年金基金はアにありますように、初回報告では76.9%でしたが今回は86.2%、連合会は今回の報告では93.4%です。

3ページの別紙1ですが、これは今申し上げたものの詳細です。

最後の4ページの別紙2です。これは厚生年金基金の方ですが、588基金のうち完了割合別に分布を調べたもので、全体としては完了率が高いほうにシフトしています。23年3月末時点の状況では、右の80%以上が完了という基金は468基金で全体の約8割を占めています。一方で50%以下というところも数十基金まだあるということです。ここについても、かねてよりもう少しスケジュール感を持ってということもいわれています。前々回ぐらいに回復委員会でご議論いただいた基金記録についての大臣指示との兼ね合いも見ながら、改めて基金には指導を徹底していきたいと思っています。私からは以上です。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

資料2-4に沿って今の続きになります。厚生年金基金あるいは連合会から日本年金機構のほうに、不一致があるということで審査依頼があったものの処理状況について説明します。直近の情報は23年7月末時点での累積の受付件数です。表の一番左端の欄の一番下にありますように309万8,000件余りです。私どもの数えている件数は人数ではありません。1人の記録の中に2か所あるいは3か所の不一致がある場合にそれぞれ1件と数えますので、不一致のある件数という数え方になるということを紹介しておきたいと思います。

309万件余りのうち、既に第一次審査が終わっている数は真ん中の欄の上に横書きで書いてありますが169万5,000件余りです。先ほどの全体に対する割合でいうと大体55%の処理が終わっているということです。数でいうと2か月前の前の報告と比べると、47万6,000件程度の処理が進んでいるということです。前回の処理率は40%程度でしたので、15%程度の処理が進んだという状況です。

一番右端の第一次審査がまだ終わっていない部分の量は、右端の欄の一番下の欄にあります通り、104万3,000件余りです。2か月前の報告と比べると約40万件、39万8,000

件余りの減少ということで、一応の作業の進展が見られているということです。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。基金の関係に何かご意見やご質問はございませんか。どうぞ。

(梅村委員)

お願いです。不服申し立ての場合に年金事務所で受付もできることになっているのですが、恐らくバラバラに来るとということで、専門的に応答できる人は非常に難しいと思います。適用調査課などに担当という形で置いていただけると、非常にスムーズに行くのではないかと考えます。実際は地方厚生局ですが、そこへ行くまでにいろいろ苦情などが出てくると思います。その辺の対応を、しかるべくうまくというと俗な言葉ですが、トラブルのないようにお願いしたいと思います。

(磯村委員長)

今の件に何か返事をされますか。どうぞ。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

窓口でいろいろなご相談がありますし、必ずしも審査請求の申出ではなく、苦情のようなものも含めたものがごった煮のような形で出ると思います。窓口に対しては、私どもの担当ではなく別の部の担当になりますが、審査請求の関係の対応の要領というか、かなり詳細なマニュアルを用意しています。それに沿って不手際がないように、あるいは中途半端は受け止め方をしたり、必要な事項を聞かなかつたりということがないように、非常に詳細な手順書を作っています。あるいは審査請求に必要な請求書の雛型のようなものも用意していますので、一応の対応ができるような体制を取っていると思います。ただ、委員がご指摘のようなことがあるかもしれませんので、そういう現実も踏まえて、対応が必要なのかどうかという点も踏まえて、担当部の方になりますが調べていきたいと思います。

(梅村委員)

よろしく申し上げます。

(磯村委員長)

他にはいかがですか。

(稲毛委員)

少し心配しているのは、お願いベースも含めてですが、資料2-2の項番3の基金の給付が減額になる場合です。国の記録が正であって基金の記録のほうが間違っている、年金の金額から比べると正しい記録に直すと減額になるケースが項番3に当たるわけです。これを逆にとらえると、基金の記録が正で国側の記録が間違っている場合に既得権の考え方から、資料2-4の2枚目の「紙台帳と基金記録は一致」の「訂正不要の申出あり又は受給者で減額となるため訂正しないもの」、国の方は間違っているのだが不利益を被るから申出があれば直さないという部分と、これは基金バージョンと国バージョンがつながる格好になっているのです。

戻って資料2-2であれば、具体的な救済方法として審査官審査会の方が用意されているわけです。これは実は形骸化する可能性があるのです。基金の記録は間違っていると国側が言っているわけなので、「基金はその通りに直しましたが、もらっている人にしたら、間違ったのは基金のほうで、自分のほうはこれで生活設計を立てているのだから直したら嫌だ」という争いになってくるのです。審査官審査会の立場としては基金の側を間違いとは言い切れないので、事実上形骸化する恐れがあると思うのです。救済方法として掲げて審査官審査会のほうによろしくということではなくて、事前にこの部分が出た場合に、ある程度基金によって偏りが出てくるのではないかと想定しているのです。何かしらの解決策を求めて年金局なり何らかが間に立って、あまり審査官審査会頼みにならないような、体制としてはケア的な面も含めてですがお願いしたいと思っています。

(磯村委員長)

今すぐにお返事ができなければ次回にでも。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

国記録との整合性については全体の議論をいただくときに整理したいと思います。ご指摘の点は留意したいと思います。私どものほうとしては、ここは現行法に基づく救済という形で書きましたが、1つのやり方として、これをわれわれは基金に強制はできませんが、基金の場合は代行部分にプラスアルファで給付をしているところがありますので、そこをプラスアルファ部分として、減額になる部分を支給することができるということは、かねてより通知でも言っています。ただ、それを取るかどうかは基金の判断になります。いずれにしても混乱が起きないように心がけたいと思っています。

(磯村委員長)

よろしくお願いします。他にはよろしいですか。

私のほうから確認を2つします。先ほどの資料2-4の機構からのご説明で、第一次

審査未了が半分ちょっとだというお話がありましたが、機構から見て大体予定通りですか。まだ来足りませんか。何か遅れているのではないかという感じがしますが、どうですか。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

正確な判断は難しいのですが、当初想定していた厚生年金基金からの依頼の数は、私どもが見込んでいた数と比べると若干少ない状況ではあります。

(磯村委員長)

若干程度でいいのですか。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

見込みがどの程度正しいのかという、見込みはある程度見込みですので評価が難しい面はありますが、やや下回っている状態です。

(磯村委員長)

その辺を何とか予定通りにしようと思うと、年金局にいろいろ機構からお願いをすることになるのですか。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

私どもとしては来たものの突き合わせ作業をするという立場ですので、私どもからも、極力早く基金から転送していただくようお願いしています。スケジュール的な目途が立てば私どもの体制も組みやすくなりますので、そういう点は従来からお願いしているところです。

(磯村委員長)

年金局の方はきちんと受け止めていますか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

その点については、かねてより回復委員会の場で委員長からもご指摘がございます。今日のお手元の資料の2-3をご覧ください。機構は件数ベースで、私どもは人数ベースなので分かりにくくて恐縮ですが、先ほどご説明した記録整備中の人数のうち、アの調査確認中の人数が266万人です。これが実際は機構に送っていてその回答を待っているのか、それとも基金で保留状態になっているのか、その辺が今の調査では明確ではありません。私どもはどこかの時点で、もう一度きちんと進捗状況調査をかけて、基金の手元に持っているものはきちんと機構に出すところをブレークダウンして指導

するという形で、その前提となる調査のやり方を考えたいと思っています。

(磯村委員長)

よろしくお願いします。

もう一点は代行返上に関連する話です。今は年金局も機構も、「不一致記録」を一生懸命何とかしようと思って仕事をやっているわけです。ところが平成 15 年から始まった代行返上で、返上の事務処理を急がなければいけないというのは、その分だけ企業はお金がかかりますから、急がなければいけないので急いでやろうと思った結果、間違っただけの国の記録に正しい基金の記録をさや寄せさせられたというメディアの報道が随分ありました。メディアによっても違いますが、多いところは 5% ぐらい、少ないところでも 3% ぐらいという話がありました。当時私は「へえ」と思って見ていたのですが、実は昨今第三者委員会のあっせん事例の中にも、そういう間違っただけの国の記録にさや寄せさせられたために、自分の厚生年金の記録が間違っていたので回復してほしいという申し立てがあって、それが認められているケースが散見されます。ということは、当時のメディアの報道がうそではなかったということになるわけです。

急いで返上するために、正しい基金の記録を間違っただけの国の記録に合わせてさや寄せしたらどうなるか。正しい基金の記録を間違っただけの記録に合わせるわけですから両方間違っただけです。間違っただけのものを突き合わせしても実は不一致にはならないわけです。一致になるわけです。そうすると、理屈は今度の調査からみんな漏れてしまうことになります。この数字はどれぐらいあるのだろうか。今まで解散基金、代行返上基金を合わせると、基金がなくなったものはざっと 900。平均で 5,000 人として 450 万人。その 3% は多いから 1% としても 4.5 万人ぐらいいそだという推測もできるわけです。これが全部仮に一致記録になっていたとしたら、今、皆さん方が不一致記録を一生懸命探しているものから漏れるわけです。この辺についてはどうお考えになりますか。今、答えにくければ次回でも結構です。ここが何か漏れているのではないかという感じがします。

今までわれわれは一生懸命不一致記録に焦点を当ててきました。実は一致記録の中に両方とも間違っているが、結果的に表面的には一致しているという記録が入っているのではないかということです。

どうぞ。

(尾崎年金記録回復室長)

委員長のご指摘について年金局、年金機構で事実関係等をよく確認して、その上で必要な対応があれば考えていきたいと思っております。

(磯村委員長)

次回にでも分かる範囲でお願いします。非常に気になっています。それに関連して、

できたら基金の実態、あるいはそれを受託している受託機関の実態を、十分現場の意見として調べた上で対策を考えていただきたいと思います。実は去年の秋に、そういう意味で受託機関の実態を調べてみてはどうかというご提案をしたことがあります。よろしくをお願いします。次へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料3に移ります。資料3は年金局からご説明します。資料3-1と3-2を2種類用意していますが、資料3-2は前回の年金記録回復委員会でご説明した同じ資料ですので省略します。資料3-1でご説明します。

軍歴証明書がある事案に関する記録回復についてです。先ほどお話しした通り、前回の回復委員会において総務省の第三者委員会からのご報告にありました、軍歴証明書がある事案に関するサンプル調査の結果について資料3-2で用意しています。その結果に基づく記録回復への対応について以下の通りとしたいということで資料をまとめています。資料3-2のサンプル調査を見ても対象事案はそれほど多くなく、厚生年金の関係では55件でした。軍歴証明書の取得に当たっては、機構本部で一括して取得する方が効率的ではないかというご指摘がありました。以下の事務処理基準案に従い、日本年金機構本部と各年金事務所段階で処理を行いたいと考えています。

具体的な基準案ということで積極要件と除外要件を記しています。積極要件として、サンプル調査を踏まえた結果ということですので、サンプル調査に出ていた期間ということで昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間に、①にある通り、軍歴証明書により旧陸海軍に徴集または招集されていたことが確認できることが1つ。それから「かつ」とありますので、②も一緒に確認する必要があるということで、在籍の事実の期間ということで在籍証明書などの資料により、その事実と期間が確認できること、ということで、①と②の資料が用意できたものについては積極要件として基準を作成したい。

除外要件は「ただし」ということで書いてあります。除外ということで、次の①から④までに当たる場合はこの基準から除くということです。旧厚生年金保険法59条の2の適用にならない場合ということで、資料4ページに厚生年金保険に関する関連条文を付けています。3つ目ですが旧厚生年金保険法59条の2ということで、昭和19年10月1日から22年8月31日までの間に被保険者が陸海軍に徴集または招集されていた場合には勅令の定めるところにより、その保険料を徴収せずと書かれています。具体的なものが政令の25条の2に規定されています。

詳細は省きますが、このような59条の2の適用にならない場合ということで、資料1ページに戻ると、例として総務省で示したような形で、志願兵の場合は、被保険者資格の取得の月に徴集または招集された場合の当該取得月については対象にならないということで除外要件が①です。②として厚生年金保険ですので、そもそも適用事業所で

ない期間が含まれている場合には対象にならない。③で旧陸海軍の共済組合の加入期間となる期間がある場合にも対象外ということで、こちらは資料3のイメージ図で追って後で説明します。④ですが、総務大臣から既に記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立は、除外要件ということで定めたいと思います。

最後の丸の前に次のページを見ていただければと思います。3ページにイメージ図ということで、過去の資料、過去の条文等をさまざま調べて、現段階で図のような形で法律の適用関係が示されるのではないかとということです。イメージ図にある通り、軍人と軍属がいて、そして武官、兵、文官。軍属については4つの類型に分かれていました。それぞれ官吏、旧令共済組合員については今回の旧厚生年金保険法 59 条 2 の対象でなく、また、軍人と軍属のうち、点線の部分に該当しない方、官吏または旧令共済組合員でない方については、一番下にあります通り 59 条 2 の対象になるので、今回の基準の対象になると考えています。

官吏と旧令共済組合員を除くという条文は4ページ目を見ていただければと思います。旧厚生年金保険法 14 条、それに基づく政令第9条の1号と2号で、官吏あるいは共済組合の組合員は除外ということで、被保険者たらざるものとするという規定になっています。このような旧厚生年金保険法の規定に基づき、イメージとして示したものです。このイメージ図に沿って除外要件を規定したということです。

3ページのイメージ図を先に説明しましたが、イメージ図の上のほうに書いてありますことは先ほど申し上げましたので省略します。

1ページに戻って、7月の記録回復委員会のサンプル調査でいろいろご議論いただいた結果等も踏まえて、このような形で基準案を示したいということです。最後の丸ですが、積極要件のうち②の在籍の事実および期間の確認、在籍証明書等の取得に関しては各年金事務所で対応する。

一方積極要件の軍歴証明書の取得については、先ほどお話した通り、一括して年金機構のほうで対応した方がいいのではないかとということで、具体的な事務の取り扱いについては、この事務処理基準案に基づいて、今後日本年金機構において別途策定したいと考えています。

最後ですが、通常、「回復基準」という言葉を使って回復基準案をお示ししておりますが、今回は「回復基準案」ではなく「事務処理基準案」としています。通常のリバース基準と異なり、各年金事務所段階での記録回復処理だけではなくて、機構本部と年金事務所の双方で記録回復処理を行っていきます。「回復基準案」とすると申立てされる方々に誤解を与えるのではないかとということで、委員長からのご指摘等も踏まえて「事務処理基準案」としたいと思います。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。いかがですか。本件に何かご質問やご意見はございますか。

よろしいですか。

異議がないようですので次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料4について日本年金機構の伊原記録問題対策部長からご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料4に基づき、黄色便を送付していない10年未満の記録の取り扱いについてご説明します。最初に9ページの黄色便送付の全体像についてという紙をご覧ください。まずは黄色便についてご説明します。注の2をご覧ください。5,000万件の未統合記録について解明を進める際に、ねんきん特別便を全国民にお送りしました。そのうち未統合記録と名寄せできたものは、名寄せ特別便として、ケースによっては未統合記録の一部をお送りいたしました。その際、名寄せできなかった未統合記録については、住基ネットや、あるいは旧姓の姓を申し出ただき、氏名変更履歴で名寄せする等により、持ち主の候補が見つかった場合には、平成20年の6月から21年の12月にかけて黄色い封筒でその記録の一部を送りました。

その下に概念図があります。平成18年で5,095万件あった未統合記録については、今年の6月現在で、Dのところですが統合済みの記録が1,584万件。残りについてはCのように既に亡くなられているとか、脱退手当金の受領が判明しているというものが約1,550万件。Bは回復委員会でもたびたび議論になっていますが、手掛かりがつかめずに、今まで特別の対応ができていない記録が973万件。Aは、特別便や黄色便を送ったりしたが現時点で本人のものと確認できていないもので987万件です。この987万件の記録には、黄色便の送付済み107万件が含まれています。残りは右側にあるように、黄色便の対象外の記録や、あるいは黄色便を送ろうとしたが送れなかった記録が300万件強あります。

黄色便というのは、住基ネットなどで持ち主を名寄せしたのですが、今まで送ったのは記録が10年以上のものだけです。10年未満の記録については、仮に持ち主が見つかって、期間が短かすぎて年金支給に結び付かないのではないかとということもあって、送付については今後の検討課題だとされてきました。しかし先般事後納付法が成立し、事後的に10年さかのぼって納付できるという法案も通りましたので、改めて10年未満の記録の取り扱いについて検討したのが今日の説明です。

1ページに戻ります。今申し上げたのが問題の所在のところですが。繰り返し申し上げますと、これまで10年以上の記録について、持ち主の可能性が高い方に対して黄色便を送る中で記録回復を行ってきました。今までのところ、こうした取組により130万人の記録が持ち主に結び付いています。一方で期間が10年未満の記録は、発見されても年金受給に結び付かないケースが相当程度想定されるということもあって、今後の検討

課題とされておりました。今般年金確保支援法が成立して、過去 10 年さかのぼって保険料納付が可能になりました。施行されるのは来年の秋ごろではないかといわれております。また、未統合記録については紙台帳との突き合わせ作業の実施方針を整理する必要があり、5 月以来サンプル調査の結果を踏まえて、どの範囲で作業をするかということをおこの回復委員会でも何度か議論されてきました。こうした事情から、紙コンをする前に黄色便の扱いを決める必要があるということで今日資料を提出させていただきました。

現状は 10 年未満の記録が約 269 万件あります。70 歳以上の記録が 93 万件、70 歳未満の記録が 176 万件あります。昨年の回復委員会で、紙コンで 10 年未満の記録が見つかった場合に、基礎年金番号を持っていない、今無年金の方に通知を送るか送らないかについて検討を行いました。そのときの整理では、70 歳以上の方については他に記録がないわけですから、送っても年金受給に結び付く可能性は低く、かえって混乱をきたすだけだということで、通知をしないで事蹟を残して本人の申出を待つという整理としました。

70 歳未満に関しては、年金確保支援法が国会で審議されているということもありましたので、法案が成立したら通知するという扱いで作業をしてきました。こうした紙コン事業での取扱いがあることから、今回、既に黄色便を送った方の 10 年以上の記録について 70 歳を前後に区切って、判明した記録を分析しました。

分析結果が 4 ページと 5 ページです。4 ページをご覧ください。4 ページの右側に折れ線グラフと棒グラフが重なっている表があります。下の X 軸に該当するのが年金記録の期間です。一番左側が 25 年、一番右側が 10 年ということで、期間がだんだん短くなるにつれて対象者の数が増えてくる。例えば 10 年の記録ですとちょうど 8,000 人がいる。このように読めるわけです。折れ線グラフのほうの右の軸は、パーセントを示しています。実際に送った人のうち、どのぐらいの方が本人の記録と確認できたか、あるいは年金受給と結び付いたかという結果がこの折れ線グラフです。上の折れ線グラフは本人のものだと確認できた記録です。これを見ると 25 年から 10 年にかけてほぼ 20% 前後の確率で本人の記録だと確認できています。

下の折れ線グラフは、実際に年金受給に結び付いた方、70 歳以上ですからほぼ受給者年齢に当たるわけですが、その率を見ますと 25 年では大体 6.8% という水準です。だんだん期間が短くなっていくにつれて、25 年の受給資格要件がありますので、そこを満たすのが多分難しくなるのだと思いますが、だんだん下がってきます。19 年以下は 0.3% 程度で行ったり来たりという状況です。簡単に言うと 1,000 人に送って 3 人ぐらいが結び付いているということです。10 年以上の記録でこういう状況ですので、10 年未満になると、想像するに恐らく 20% 前後の方の記録が確認できる可能性がある一方で、年金受給に結び付く確率は 0.3% よりも低くなるのではないかと思います。

5 ページをご覧ください。70 歳未満の方に 10 年以上の記録を送った場合の同じよう

な分析です。70 歳未満ですので受給者が何人いたかということは調べられていませんが、本人と確認できた割合を見ると、大体 20%前後の確率で本人に結び付いています。

このような分析などを踏まえて今後どのように取り扱ったらいいかという点については 2 ページをご覧ください。70 歳未満の者が対象となっているケースについては、10 年以上の黄色便の送付の結果を見る限り、2 割程度で本人に結び付く可能性があります。結び付いた上で、今回の年金確保支援法により、さかのぼって 10 年分の保険料を納めることも可能になっています。そうしたことを兼ね合わせると、受給に結び付く可能性は高いとまではいえませんが、ある程度可能性があると思われますので黄色便を送ってはどうか。今までは保留にしておりましたが送ることにはどうかと考えております。

70 歳以上の方に関しては、10 年以上でも 0.3%、1,000 人のうち 3 人の割合でしか年金受給に結びつかず、それ以外の方については送ってもあまり意味がなかったということからすると、かえって高齢者にとって混乱をきたすだけではないかということもありますので、本人から記録がおかしいとか、私の記録を見つけて欲しいという申出があれば教えることにはなりますが、こちらからの送付はしないことにしてはどうかと思っております。

70 歳未満の記録は 176 万件あります。もしこの方針でいいということであれば、来年度に年金支援確保法が施行されるタイミングも見ながら、来年の半ば以降に送りたいと考えています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ただいまのご提案にご意見やご確認はございませんか。本件は粗ごなしの検討会の場でも大多数のご意見がこういう方向でやむを得ないのではないかとように受け止めています。改めてよろしいですか。特に異議はないようですので、こういう方向で十分準備をして進めていただくようによろしく申し上げます。どうぞ。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

今申し上げましたように、今回 10 年未満の黄色便の取扱いが決まれば、5,000 万件の未統合記録に関する送付対応については、とりあえず整理ができたということになります。作業は来年度になりますが、基本的に未統合記録について残すところは、紙台帳検索システムを活用した持ち主を探す事業をどうするかということになったと考えています。

紙台帳検索システムの活用については、今までサンプル調査をやってきましたが、いよいよ 8 月の下旬から作業を中央記録突合センターで本格的に始めています。以上が全体の状況です。

なお、1点冒頭で申し上げるべきだったのですが資料に間違いがありました。9ページの「A 特別便などによって解明作業が進展中の記録」というところの③です。「漢字・カナ変換ミスを補正したが、なお名寄せできなかった記録」と書いていますが、正確には漢字・カナ変換ミスを補正した記録が75万件で、そのうち名寄せができずに送れなかったのが右側の68万件、名寄せができて送れた記録が左側の107万件に含まれています。したがって、「補正した」の後の「が」から「なお名寄せできなかった」の部分は削除していただくようお願いいたします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。大体全部終わったというお話でしたが、まだ未到達便の後始末が残っているでしょう。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

それは未統合だけではなくて、全体として、ねんきん定期便等の未到達については年度内に送ろうと思っています。

(磯村委員長)

わかりました。今の補足説明も含めてよろしいですか。
次へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料5に移ります。年金記録に係るコンピューター記録と紙台帳との突合せ進捗状況について、日本年金機構伊原記録問題対策部長からご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

紙コンの事業については、2か月に1度程度進捗状況を公表するというご指示をいただいています。これは7月末の状況について整理したものです。審査開始件数ですが、1,500万人について審査を開始しています。そのうち審査が年金機構の職員まで終了した案件は768万人分です。受託事業者まで終わっていて、あとは年金機構の職員のチェック待ちまで含めると、1,163万人です。そのうち一致件数が1,085万人、不一致件数が78万人という状況です。

不一致になった中で、年金回復見込額という形で一人一人の年額ベースで年金回復見込額を計算した数字が10億円ぐらいになっています。年額で10億円ということです。生涯額でいくと200億ぐらいかと思えます。増額となる受給者に通知をお送りした数は10万8,000人です。通知には、記録訂正と記録判明の2種類の通知があります。作業的には新しい記録が見つかった方は記録判明通知を1回送って、それが本人の記録と確

認されると次は記録訂正通知をお送りすることになります。そういう意味でいくと、記録訂正の10万6,000件の中には記録判明の記録も一部含まれているわけです。その中身を区分して取るのが難しいものですから、あえてここでは足して10万8,000件としています。受託事業者の審査が終わった後の職員作業は遅れていましたが、通知のほうも10万件をようやく超えたところです。今回の数字は7月末の数字ですが、直近の状況として8月末のデータを先ほど探してきました。受託事業者ベースでいくと、8月末で1,345万人の突き合わせ作業が終了しています。通知発送件数は14万4,000件という数字になっています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件に何かご質問はございますか。よろしいですか。次へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

本日最後の資料になりますが資料6です。年金確保支援法について先の国会で法律が成立したということですので、年金局の中村事業管理課長からご報告します。

(中村事業管理課長)

ご報告です。昨年の通常国会に提出していた年金確保支援法案ですが、先の通常国会での審議を経て成立しました。8月10日に公布され、既に一部は施行されているという状況になっています。今ご覧いただいている資料6は、最終的に案が取れた後の法律の概要ということです。公的年金の関係で申し上げれば、ご案内の通り1の①と②ということになるわけです。1つは国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する、いわゆる後納制度です。

もう一点は3号被保険者期間として管理されている期間について、事後的に2号被保険者期間等が判明した場合に、届出漏れで年金に結び付かないという事態に対して、今後はそのような機会についても保険料納付済期間として取り扱うという点について今回の法律に盛り込まれたということです。

一番下の5ですが、法案審議の過程で成立時期がずれたこともありまして、施行日が修正されています。後納制度については24年10月1日、来年の10月1日までの間に政令で定める日ということになっています。今後日本年金機構の準備状況も踏まえながら、最終的に政令で決めていくことになっていくと思っています。特に後納制度、3年間の時限措置というように国会での審議の中で修正が施されたところです。制度の周知、徹底、広報、さらには対象者への勧奨、このようなことを今後効果的、効率的にやっていく必要があると考えています。日本年金機構ともよく調整しながら進めていきたいと考えていますので、本委員会で今後も助言をいただきながら円滑な施行を図っていきたくと考

えています。

裏面ですが、法律が成立して後納制度が来年から可能になるという点も含めて第一弾として、PRのためのチラシを作って年金事務所等でもご覧いただけるようにしているというものです。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はありませんか。

(廣瀬委員)

裏のチラシですが、上のほうに「平成24年(秋)予定から3年間に限り」というように、24年秋と予定しているのですが、24年10月1日までの政令で定める日が正しいことですが、ほぼ24年の秋予定というように見ているわけでしょうか。

(中村事業管理課長)

今ご説明しましたように、法律上は来年の10月1日までの間において政令で定める日ですので、理論上は明日でも可能な状態であるわけです。施行までに日本年金機構においてシステム改修も含めて所要の準備を進めなければいけないということもあり、そのような準備期間を見越すとどうしても来年の夏を越えるあたりまではかかるだろうということでこのようなご案内をしています。

(磯村委員長)

よろしいですか。本件に関連する諸々のいろいろな事業は別の機会にお話があると思いますのでよろしくお願いします。

今日は予定の議事はこんなところですか。

先ほど新小宮山大臣からのごあいさつで、今後とも引き続きよろしくというお話をいただいたのですが、今別府審議官、これは額面通り、長妻大臣のときに決められた諮問内容などを、そのままこのメンバーで引き続きやってくれ、というように理解してよろしいのですか。

(今別府年金管理審議官)

よろしいです。

(磯村委員長)

よろしいです、ということですので、皆さん、引き続きよろしくお願いします。まだ時間もありますので、他に何か。どうぞ。

(岩瀬委員)

今日の議題も非常に盛りだくさんだったと思います。そして議題が非常に実務的で断片的というか個別的な議題がたくさん出てきていました。何を議論しているのか分かりにくくなってくる部分があるのかなと。今後ますますそういう傾向が強くなると思うのです。ですから、この委員会で何を議論しなければいけないのか。その中で、その日その委員会でどの部分を議論して、何が残っていて何の処理が済んだのかという全体像が見えるようなマトリクス表と、委員会ごとに議題の位置付けというものを事務方に作っていただけないかと思います。それがないと議論をしても残っていかないというか、なかなか全体を把握できないものですから、それを次回以降でお願いできないかと。作るのは大変だと思いますが、それをお願いしておきたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(尾崎年金記録回復室長)

今のご指摘については委員長ともよくご相談し、どのようなことができるかを考えたいと思います。

(磯村委員長)

私への宿題のような感じで確かに拝聴しました。他に何かございますか。よろしいですか。

今日はお陰さまで、いつもになく早くお開きになりました。今日はこれでお開きにしたいと思います。ご審議ありがとうございました。

(了)